# 財団法人東京都母子寡婦福祉協議会無料職業紹介事業個人情報適正管理規程 

## （職員の範囲及び責任者）

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は，事務局職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 上田 修とする。
（研修）
第2条 職業紹介責任者は，個人情報を取り扱う前条に記載する事業所内の職員に対し，個人情報の取扱いに関する教育•指導を少なくとも年1回実施するこ ととする。
また，職業紹介責任者は少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習を受講し，個人情報の保護に関する事項等の知識•情報を得るよう努めることと する。
（開示及び訂正）
第3条 第 1 条の個人情報取扱責任者は，個人の情報に関して，当該情報の本人か ら情報の開示請求があった場合は，その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこ れに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は，当該請求の内容が客観的事実に合致するときは，遅滞なく訂正を行うこととする。 （苦情解決）
第4条 個人情報に関して，当該情報に係る本人から苦情の申出があった場合につ いては，苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。 なお，個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者 佐藤 進 とする。 （その他）
第5条 この規程に規定がないものについては，財団法人東京都母子馪婦福祉協議会個人情報保護規程及び財団法人東京都母子㟯婦福祉協議会苦情解決規程 による。

附 則

この規程は，厚生労働大臣の無料職業紹介事業の許可があった日 （平成17年9月1日）から施行する。

## とぼきょう無料職業紹介所 東京しごとセンター7階

個人情報適正管理規程（職員の範囲及び責任者）
第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は，事務局職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者 三宅 宗子とする。
（研修）
第2条 職業紹介責任者は，個人情報を取り扱う前条に記載する事業所内の職員に対し，個人情報の取扱いに関する教育•指導を少なくとも年1回実施するこ ととする。

また，職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講し，個人情報の保護に関する事項等の知識•情報を得るよう努めることと する。
（開示及び訂正）
第3条 第1条の個人情報取扱責任者は，個人の情報に関して，当該情報の本人か ら情報の開示請求があった場合は，その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこ れに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は，当該請求の内容が客観的事実に合致するときは，遅滞なく訂正を行うこととする。 （苦情解決）

第4条 個人情報に関して，当該情報に係る本人から苦情の申出があった場合につ いては，苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。 なお，個人情報に係る苦情処理担当者は職業紹介責任者 三宅 宗子とする。 （その他）

第5条 この規程に規定がないものについては，財団法人東京都母子寡婦福祉協議会個人情報保護規程及び財団法人東京都母子寡婦福祉協議会苦情解決規程 による。

附 則

この規程は，厚生労働大臣の無料職業紹介事業の許可があった日 （平成20年7月 日）から施行する。

